

# 有料老人ホーム等の防火対策



岐阜市消防本部  
予防課 野村 耕自

# 福祉施設・過去の大きな火災

## 主な火災

・昭和62年6月6日23時20分頃 東京都東村山市

特別養護老人ホーム「松寿園」火災

死者17名 負傷者25名 放火の疑い

消防法改正①

・平成18年1月8日2時19分頃 長崎県大村市

認知症高齢者グループホーム「安らぎの里さくら館」火災

死者7名 負傷者3名 ライターによる着火(ソファ)

消防法改正②

・平成21年3月19日22時45分頃 群馬県渋川市

「静養ホームたまゆら」火災

死者10名 負傷者1名 不明

・平成22年3月13日2時20分頃 北海道札幌市

グループホーム「みらい とんでん」火災

死者7名 負傷者2名 食堂ストーブ付近から出火

# 福祉施設・過去の大きな火災②

## 主な火災

・平成25年2月8日 19時35分頃 長崎県長崎市

グループホーム「ベルハウス東山手」火災

死者5名 負傷者7名 加湿器から出火(推定)

消防法改正③

・平成25年10月11日 2時20分頃 福岡県福岡市

福岡市整形外科病院火災

死者10名 負傷者5名 温熱療法機器から出火(推定)

消防法改正④

・平成30年1月31日 23時40分頃 北海道札幌市

自立支援施設「そしあるハイム」火災

死者11名 負傷者3名 調査中

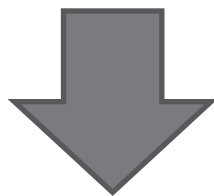
# 過去の事例からわかること

- ①大きな火災の際には消防法の改正がある。にもかかわらず福祉施設の火災はなくなっていない
- ②死者の多数発生した福祉施設の火災は夜間発生している
- ③出火原因は様々（火災はどこから発生するかわからない）



# 福祉施設の特徴

- ・入居者(高齢者・障がい者)は自力避難困難な方が多い(避難には多くの職員の介助が必要)
- ・特に夜間において、職員数が少なく、消火・通報・避難を適切に実施するのが困難
- ・厨房設備・暖房器具・喫煙等、火気使用がある



**災害に対して極めて弱い**

# 福岡市整形外科火災

**発生時刻:**平成25年10月11日 2:00頃

**建物概要:**

耐火構造 地上4、地下1

建築面積 219.43㎡

延面積 681.71㎡

**地下** 倉庫、休憩室(職員1名)

**1階** 診察室、病室、リハビリルーム(入院患者1名)

**2階** 病室、厨房(入院患者11名)

**3階** 住居(前医院長夫妻2名)

**4階** 看護師寮(職員2名)

**死傷者:**死者10人、負傷者5人

1階診療室の温熱療法機器から出火(推定)

火災があった医院の見取り図



# 明らかにになった不備事項

- ・夜間防火体制の不備

夜間は3名体制 → 当日は看護師1名

- ・実質的な防火管理の欠如

防火管理者が高齢なため、実質的な防火管理がなされていないかった。

- ・消防訓練の未実施

火災発生を想定した訓練が未実施

- ・防火戸の維持管理不適

階段に設けてある防火戸に物が置かれていたり、紐でくくられて閉鎖しなかった。



■階段に物品等が置かれていないか。



■防火戸付近に近接して可燃物品等が置かれていないか。

■くさびによる閉鎖障害はないか。



## 消防用設備等について①

### ■もし火災が起こってしまった場合・・・

どうすればよいのでしょうか？

- ・ 速やかに火災発生を知らせる
- ・ 早期に消火する
- ・ 安全、迅速に避難する
- ・ 消防隊が有効に消火する

上記が完全になされることによって、火災による被害を軽減できる

**が、すべて人間の手で行うには限界がある**

## 消防用設備等について②

消防法では  
防火対象物の所有者、管理者、占有者に対し

■用途、規模、構造、収容人員に応じ

一定の基準に従い消防用設備等を設置し、維持することを義務付けている

消火器・スプリンクラー設備・  
自動火災報知設備……



# 注意してください

スプリンクラー設備設置のない福祉施設の方へ……

平成27年施行の消防法改正から、入所者の状況により避難困難介護施設となり、**スプリンクラー設備等が義務になり、改修が必要になる福祉施設があります。**

(入所者の要介護度(障がい支援区分)等により判定となります。)

該当の施設の関係者の方は、十分注意して管理運営をお願いします。  
詳しくは所轄の消防署にお問い合わせください。

# 社会施設に係る防火安全対策について

社会福祉施設における火災の発生を未然に防止し、かつ万一火災が発生した場合でもその被害を最小限にとどめるため、下記の事項に留意の上、防火安全対策を図ってください。

- ・防火管理の適正実施
- ・夜間における応急体制の確保
- ・消防法令違反等の是正
- ・火災予防対策の推進

# ★防火区画を利用した水平避難について

福祉施設、医療機関での火災の多発を受けて、水平避難の考え方が整備されました。

従前までの考え方(垂直避難)・・・火災が発生した場合、全員を安全な屋外に避難させる



夜間、ごく少数の職員によって多数の避難困難者を介助するのは現実的ではない



防火区画内で、安全性の高い一時退避場所まで、全員を避難誘導(水平避難)

(その後、消防隊により地上まで救出を想定)

- あなたの施設は、一時退避場所となりそうな場所がありますか??
- 一時退避場所まで入所者全員を介助・避難誘導するのにどれくらいの時間がかかりますか?  
**消防訓練時に検証**

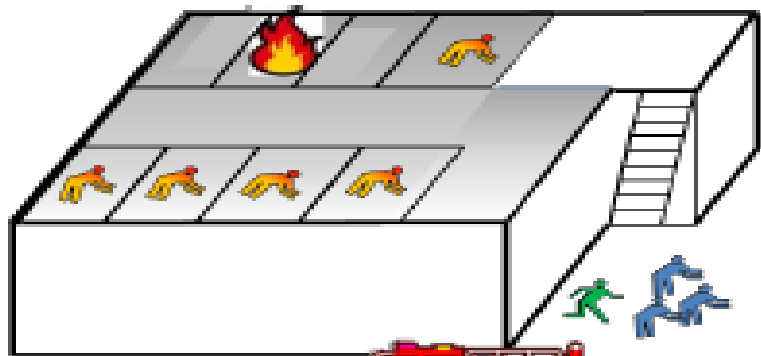
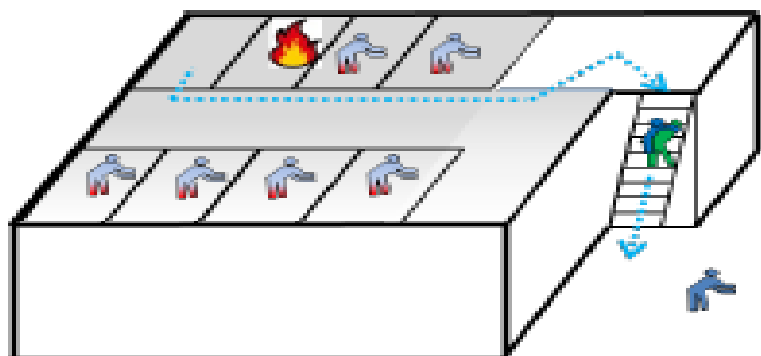
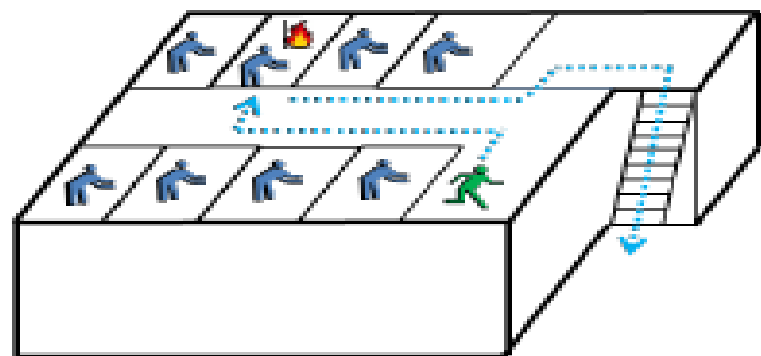
詳しくは

消防庁 水平避難訓練マニュアル

検索



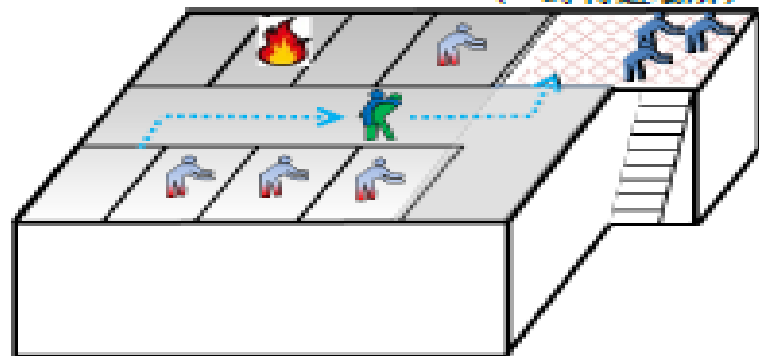
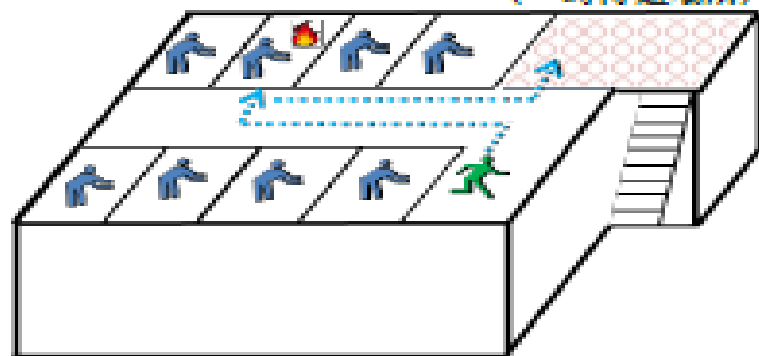
従来避難



水平避難

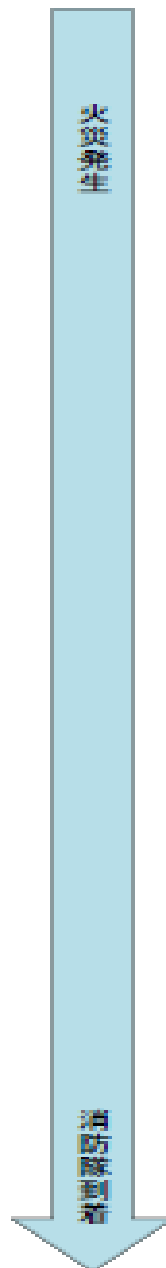
(一時待避場所経由)

(一時待避場所)



火災発生

避難開始





# まとめ

- ・災害はいつどこで発生するか誰にも予測できません。また福祉施設は、ひとたび火災が発生すると、非常に多くの**死者**が発生します。
- ・**ハード面**（建物の対策：消防用設備、防火区画等）もあるが、同時に従業員さんによる、**ソフト面**（上記の維持管理、防火管理や消防訓練の実施など）の対策が**非常に重要**です。
- ・夜間、従業員だけで対応できるよう、**消防訓練**や設備の**維持管理**を行ってください。

ご静聴ありがとうございました。

